# クラブ活動計画

		健康クラブ	図工クラブ	文化クラブ
項	皿	近隣公園への散策やレクリエーションを織り交ぜながら利用者の健康向上を目指していく	・壁面作成 ・イベント飾り作成・展示 ・塗り絵 ・カレンダー作成 ・季節に応じた装飾を作成	季節にあった言葉を書にしたためる書道や季節を表現するような創作活動に取り組む
備	考	毎週火曜日 屋外時 13:30~	毎週水曜日 16:00~	毎週金曜日 16:00~
		園芸クラブ		
項		<ul><li>・花壇の整備</li><li>・季節の野菜栽培</li></ul>		
備	考	随時		

# 施設内研修計画

	内 容	対 象
4月	行事に関する新たな取組について	全職員
5月	KY活動について	全職員
6月	食中毒について	全職員
7月	個別支援計画について	全職員
8月	個人情報保護について	全職員
9月	労働安全衛生について	全職員
10月	生活向上委員会の取り組み	全職員
11月	公益的な取組について	全職員
12月	感染症対策について	全職員
1月	人材育成について	全職員
2月	リスクマネジメントについて	全職員
3月	地域公益活動について	全職員

## 公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項目	・福祉相談窓口 ・一時生活支援事業における 福祉サービス ・こども110番 ・無料又は低額での宿泊提供 ・介護等体験や福祉実習の受 け入れ ・ボランティア受け入れ ・AEDマップ公開 ・ホームレス衛生改善事業	・地域清掃 ・車イス体験会への職員派遣 ・地区福祉施設連絡会への参画	・洗濯機の無料貸出
備考			

## 平成30年度 緊急一時宿泊事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

## 1. 目的

本事業は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対して緊急かつ一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために必要な支援を提供することを目的とする。

## 2. 緊急一時宿泊事業の対象者

本事業の対象者は、生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立 支援法の関係法令、京都市ホームレス自立支援等実施計画等に基づき、次のいずれかに該当する者と する。

- (1) 一時的な休養を目的として本事業の利用を希望するホームレス
- (2) 生活保護の申請を行った者のうち、本事業の利用を希望するホームレス
- (3) 住居確保給付金,生活福祉資金貸付,職業訓練受講給付金等の支給を申請している者のうち,決定までの間,本事業の利用を希望するホームレス
- (4) 就職しており、居宅での生活が可能であるが、住居の確保まで時間を要するホームレス
- (5) 要入院加療者で入院待機中のホームレス
- (6) その他、本事業の利用が適当であると判断される者

## 3. 事業内容及び定員

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めることを目標とし、目標達成に向けて下記の内容等を実施する。

- (1) 路上生活等の解消に向けた相談支援の推進
  - ・路上への訪問等による自立に向けた相談支援の実施
  - ・精神疾患等のあるホームレス等への専門的な相談支援の実施
- (2) 居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進
  - 一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施
  - ・居宅生活に必要な生活訓練等の実施
- (3) 地域社会における生活の安定と良好な生活環境の確保
  - 民間支援団体との連携

## 【定員】20名

### 4. 利用期間

① 原則として7泊8日以内とするが、特別の事情がある場合には事業の利用を延長することがある。

## 平成30年度 京都市ホームレス居宅定着支援事業 事業計画

#### 1 業務の内容

#### (1) 具体的な業務内容

本件業務は、緊急一時宿泊施設に支援対象者が入所している時点から居宅生活へ移行した後まで一貫して支援することとしている。

そのため、支援対象者が居宅生活に移行するまでの各過程において、業務内容を次の表のとおり分類する。

支援対象者の居所	支援概要	具体的な業務内容
	(7) 支援対象者との関係構築	緊急一時宿泊施設を訪問し,支援対象者と 定期かつ随時コミュニケーションをとり,関 係を構築する。
	(イ) 支援方針の検討	福祉事務所職員が支援対象者の支援方針を 検討するに当たり、助言・提案を行う。
ア 緊急一時宿泊施設	(ウ) 支援方針に基づくつなぎ支援	福祉事務所が決定した支援方針に基づき, 次のステップへの移行に必要な支援を行う。 (例) ・不動産会社の紹介 ・社会生活を送るための助言 ・家具什器の選定補助 ・福祉サービスの導入に向けた手続き補助等
イ ホームレス支援施設(※)	(7) 状況確認及び助言	施設を訪問し,支援対象者の状況を確認するとともに,施設での生活に関する助言を行う。
	(イ) 居宅への移行支援	居宅へ移行するに当たって必要な支援を行 う。
ウ 居宅	居宅生活への定着支援	支援対象者の状況に応じ、居宅生活を定着させるために必要な支援を行う。 (例) ・居宅へ移行した直後の集中的な訪問による生活状況の把握 ・対象者の身体・精神状況(疾患を含む)を踏まえた、定着するために必要な福祉サービス等の導入に向けたつなぎ

(※) 京都市中央保護所、京都市自立支援センター、ソーシャルホーム、サポートホーム

#### (2) 受託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### (3) 支援対象者

緊急一時宿泊施設に入所している者のうち、居宅生活への移行が見込まれるものの、矯正施設等の退所者や薬物依存あるいは精神疾患があるなど、安定した居宅生活を送る上で課題がある者とする。

## (4) 支援対象者数等(想定)

### ア 支援対象者数

履行期間における支援対象者数は、15名程度とする。

なお、支援対象者数以上の支援については予算範囲内で可能とする。

#### イ 支援期間

一人当たりの支援期間は、概ね3箇月程度とする(支援対象者が緊急一時宿泊施設等の支援施設に入所している期間は除く。)

ただし、支援対象者の状況に応じて必要な期間支援することができることとする。

## (5) 業務履行場所

緊急一時宿泊施設のほか、支援対象者の支援過程において、関係機関(区役所及び支所、支援施設、 医療機関等)への単独訪問及び支援対象者が訪問する際の同行、支援対象者が居宅生活へ移行した後 の居宅訪問を業務履行場所として想定する。 なお、本事業の運営に係る帳簿等を保管する事務所については、京都市中央保護所に確保する。

## (6) 人員体制

本業務に従事する支援員を1名配置すること。

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、急な対応を要する事象が発生した場合、受託者の判断で勤務日等を変更することができるものとする。